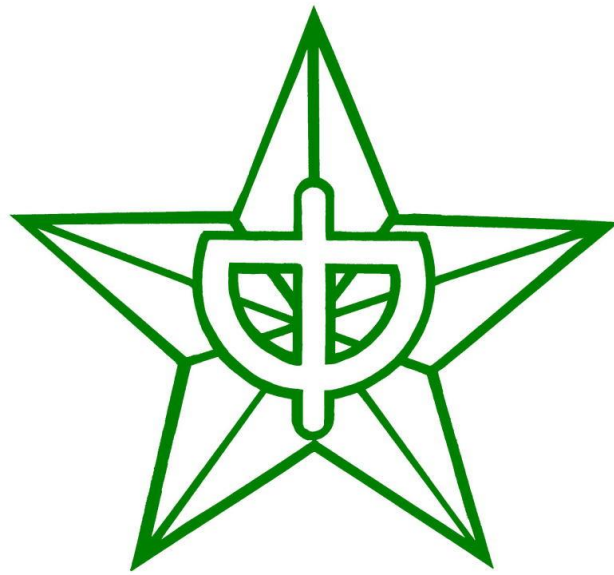


令和6年度
白山市立北星中学校
いじめ防止基本方針



白山市立北星中学校

目 次

はじめに	……1
いじめの定義	
1 いじめの防止等に関する基本的な考え方	……2
(1) いじめの理解	
(2) いじめの未然防止	
(3) いじめの早期発見	
(4) いじめへの対処	
(5) 地域や家庭との連携	
(6) 関係機関との連携	
2 学校におけるいじめの防止等に関する施策	……3
(1) いじめの防止、早期発見	
① いじめの防止	
② いじめの早期発見	
(2) 「いじめ問題対策チーム」の設置	
① 構成員	
② 機能・役割	
(3) 実施する施策	
① 道徳教育及び体験活動等の充実	
② 生徒の主体的な取組の推進	
③ 生徒及び保護者等に対してのいじめ防止啓発活動の推進	
④ 毎月のいじめアンケートの実施	
⑤ 教育相談体制、指導体制の整備	
⑥ いじめ防止のための対策に関する教職員研修の充実	
⑦ ネットいじめ等の防止と啓発活動の推進	
⑧ いじめ防止基本方針の点検・見直し	
(4) いじめに関する措置	
(5) いじめの解消	
3 重大事態(法第 28 条)への対処	……6
(1) 重大事態の報告	
(2) 学校による調査	
(3) 調査結果の報告	
(4) その他の留意事項	
4 いじめ防止に向けた年間計画	……8
付属資料(いじめ対応マニュアル)	

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

白山市立北星中学校いじめ防止基本方針（以下「基本方針」という。）は、児童生徒の尊厳を保持する目的の下、白山市教育委員会（以下「市教委」という。）・学校・地域住民・家庭その他の関係者の連携により、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第12条の趣旨に基づき、また、白山市子どもの権利に関する条例に掲げている「安心して生きる権利」「守られる権利」「よりよく育つ権利」「参加する権利」を尊重し、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、学校は基本的な方針を策定するものである。

いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒等に対して、当該児童生徒等が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒等と一定の人的関係にある他の児童生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。（法第2条第1項）

【留意事項】

- 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えばいじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。確認する際に、行為の起きたときのいじめられた児童生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認することを排除するものではない。なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の学校いじめ対策組織を活用して行う。
- 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。
- 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えないうところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。
- インターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいたが、当該児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については適切

な対応が必要である。加えて、いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し、教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第 22 条の学校いじめ対策組織へ情報共有することは必要となる。

- いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

【具体的ないじめの態様】

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの理解

いじめは、どの子供にも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序や閉塞性）、「聴衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。

(2) いじめの未然防止

いじめは、どの子供にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が必要であり、全ての児童生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

(3) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。このため、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。いじめの早期発見のため、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して児童生徒を見守ることが必要である。

(4) いじめへの対処

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行うことが必要である。このため、教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処のあり方について、理解を深めておくことが必要であり、また、学校における組織的な対応を可能とするような体制整備が必要である。

(5) 地域や家庭との連携

社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と地域、家庭との連携が必要である。例えばPTAや地域の関係団体等と学校関係者がいじめの問題について協議する機会を設けるなど、いじめの問題について地域、家庭と連携した対策を推進することが必要である。また、より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。

(6) 関係機関との連携

いじめの問題への対応においては、児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（児童相談所、白山警察署、医師、臨床心理士等）との適切な連携が必要であり、平素から情報共有体制を構築しておくことが必要である。

2 学校におけるいじめの防止等に関する施策

学校は、いじめの防止等のため、学校いじめ防止基本方針を定め、それに基づき、いじめの防止等の対策のための組織を中核として、校長の強力なリーダーシップの下、一致協力体制を確立し、市教委とも適切に連携し、いじめ防止対策を推進する。

(1) いじめの防止、早期発見

① いじめの防止

ア 生徒が、自主的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動に取り組む。

- イ 生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。
- ウ 学校は生徒に対して、傍観者とならず、学校のいじめ対策組織への報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努める。

②いじめの早期発見

- ア 日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。
- イ 学校は、生徒からの相談に対しては、必ず学校の教職員等が迅速に対応することを徹底する。

(2)「いじめ問題対策チーム」の設置

①構成員

学校いじめ対策組織は、「いじめ問題対策チーム」とする。管理職、教務主任（主幹教諭）、生徒指導主事、教育相談担当、各学年主任、情報担当教諭、養護教諭、スクールカウンセラー、いじめ対応アドバイザー、生徒指導サポーター等で構成する。

②機能・役割

- ・いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくり
- ・いじめの相談・通報を受け付ける窓口
- ・いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動に係る情報の収集と記録、共有
- ・いじめに係る情報があった時に緊急会議の開催
 - *情報の迅速な共有、及び関係生徒に対するアンケート調査、聞き取り調査等 により事実関係の把握といじめであるか否かの判断
- ・いじめの被害生徒に対する支援・加害生徒に対する指導体制・対応方針の決定と保護者との連携に対する組織的対応

(3)実施する施策

①道徳教育及び体験活動等の充実

生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが、いじめ防止に資する事を踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。

②生徒の主体的な取り組みの推進

生徒が学級活動や生徒会活動等の特別活動の中で、いじめ防止等のために自主的に行う積極的生徒指導の充実を図る。

③生徒及び保護者等に対してのいじめ防止啓発運動の推進

生徒及び保護者並びに教職員に対するいじめ防止の重要性に関する事や学校いじめ対策組織の存在、その活動内容等についての啓発活動の充実を図る。

④毎月のいじめアンケートの実施

毎月のアンケート調査や教育相談の実施等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

⑤教育相談体制、指導体制の整備

生徒・保護者からの相談を受ける体制の充実を図り、市派遣教育相談員、スクールカウ

ンセラー、教職員との協力体制の整備を図る。

⑥いじめの防止のための対策に関する教職員研修の充実

年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画・計画的な実施をする。

⑦ネットいじめ等の防止と啓発活動の推進

インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう必要な啓発活動を実施する。

⑧いじめ防止基本方針の点検・見直し

(学校)いじめ防止基本方針の取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置づけ、目標の達成状況を評価する。評価結果を踏まえ、取組の改善を図る。

(4)いじめに対する措置

- ・学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、「いじめ問題対策チーム」に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげる。
- ・学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、「いじめ問題対策チーム」に報告を行わないことは、法第23条第1項の規定に違反し得る。
- ・各教職員は、学校の定めた方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録する。
- ・学校いじめ対策組織において情報共有を行った後は、事実関係の確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害生徒を徹底して守り通す。
- ・加害生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。

(5)いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件Ⅰ、Ⅱが満たされている必要がある。

Ⅰ いじめに係る行為が止んでいること

- ・被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。
- ・学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害生徒の様子を含めて状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。
- ・行為が止んでいない場合は、改めて、相当期間を設定して状況を注視する。

Ⅱ 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

- ・被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められることを確認する。
- ・被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。
- ・学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する。
- ・「いじめ問題対策チーム」においては、いじめが解消に至るまで被害生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

3重大事態(法第28条)への対処

(1) 重大事態の報告

学校は、重大事態が発生した場合、もしくは生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったときは、市教委を通じて市長へ事態発生について報告する。

(2) 学校による調査

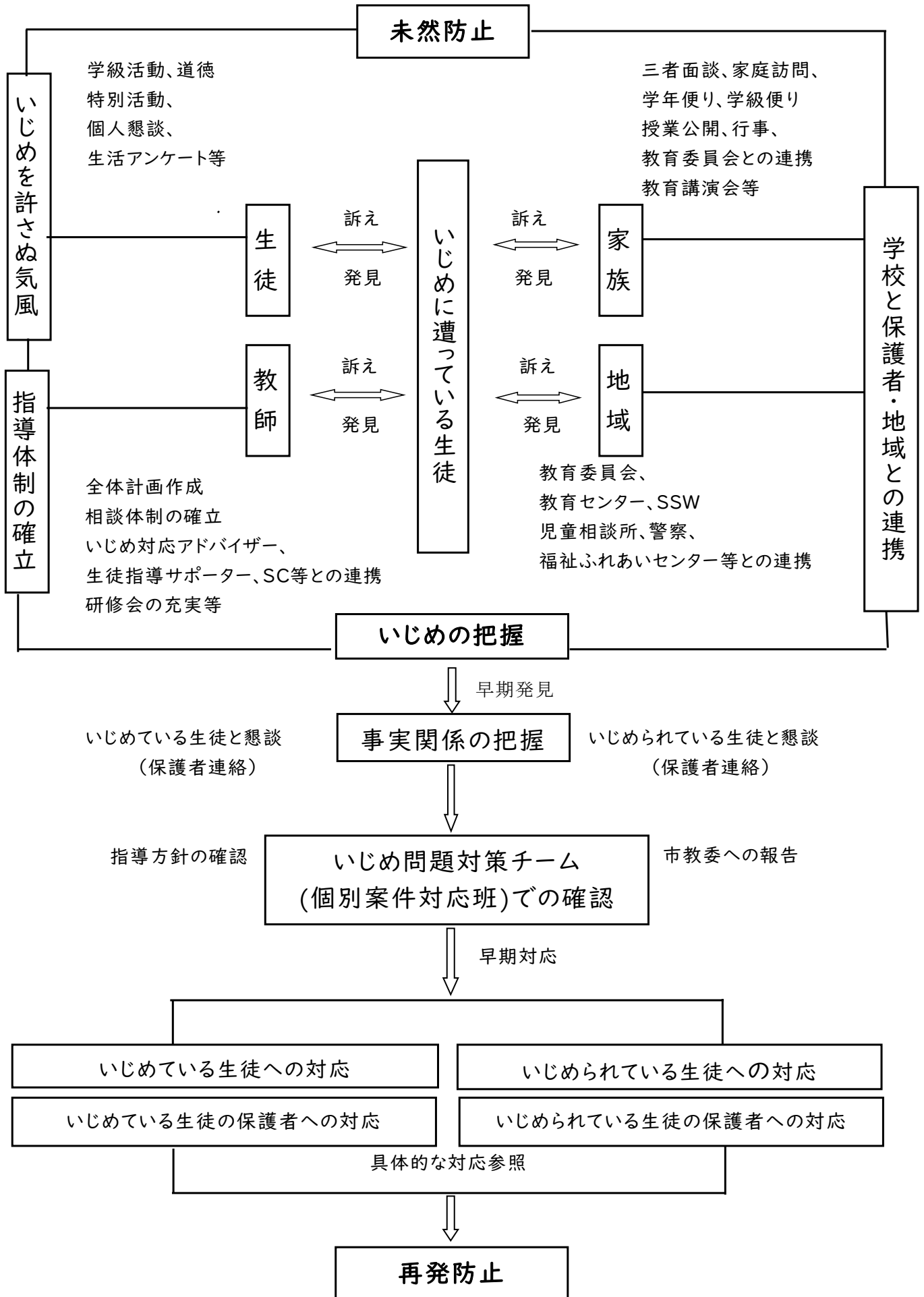
- ①学校は、法第28条に定める重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するために、速やかに、学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を、本基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン(平成29年3月文部科学省)」により適切に実施する。
- ②生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したとして報告・調査等に当たる。

(3) 調査結果の報告

学校が調査を行ったときは、いじめを受けた生徒及びその保護者に対し、必要な情報を適切に提供する。

(4) その他の留意事項

学校は重大事態が発生した場合に、関係のあった生徒が深く傷つき、学校全体の生徒や保護者や地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もあるので、生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すためにスクールカウンセラーによるカウンセリング活動を実施する。



北星中学校 いじめ防止に向けた年間計画

月	取組内容
4月	校内研修「生徒指導方針」 「学校いじめ防止基本方針」の確認 「学校いじめ防止基本方針」のホームページへの掲載 生徒指導だよりの発信(年間) 人間関係づくり(構成的グループエンカウンター・アサーションの実施)(年間) さわやかカードの取り組み(年間) いじめアンケートの実施及び懇談
5月	生活アンケート(記名式)の実施 懇談週間Ⅰ
6月	QU アンケート①の実施及び懇談 第1回いじめ対応研修(外部講師)
7月	「スマホ・ケータイ安全教室」の実施(外部講師) 校内研修「QU アンケート」の活用 夏休みの生活についての学年集会 いじめアンケートの実施及び懇談
8月	校内研修「教育相談」(外部講師) 運動会における指導と注意点の確認 前期学校評価の検証と振り返り
9月	運動会での配慮 いじめアンケートの実施及び懇談
10月	文化発表会における指導と注意点の確認 文化発表会での配慮 生活アンケートの実施及び懇談
11月	QU アンケート②の実施及び懇談 QU アンケートの分析 懇談週間Ⅱ
12月	冬休みの生活についての学年集会 第2回いじめ対応研修(外部講師)
1月	次年度に向けた取り組み計画 生活アンケートの実施及び懇談
2月	懇談週間Ⅲ いじめアンケートの実施及び懇談 第3回いじめ対応研修(外部講師) 「ネットの正しい利用講座」の実施(3年対象)
3月	春休みの生活についての学年集会 後期学校評価の検証と振り返り

いじめを許さない学校づくり



令和6年度
いじめ対応マニュアル

白山市立北星中学校

— 目 次 —

1 いじめの問題への基本姿勢	
いじめを許さない学校づくりのために	1
2 いじめの理解	
いじめの態様と構造	2
3 指導体制の在り方	3
4 いじめに対する組織	5
5 いじめの発見	
(1) 学校で分かるいじめ発見のポイント	6
(2) 家庭で分かるいじめ発見のポイント	8
6 いじめの対応	
いじめが起きた場合の対応策	9
7 その他の取組	10
8 主な相談機関の案内	12

Ⅰ いじめの問題への基本姿勢

○いじめの定義(文部科学省)について

いじめとは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」とされ、前書きとして、「『いじめ』に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。」とあるため、個々の児童生徒によって、感じ方、受け止め方が違うということに十分配慮して、対処する必要がある。

いじめを許さない学校づくりのために

- ① **いじめは、「どの学校でも、どの子どもにも起こり得る」ものであることを、全教職員が十分認識する**
 - ・日頃から、児童生徒が発するサインを見逃さないようにして、いじめの早期発見に努める。
- ② **「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を、学校教育全体を通じて、児童生徒一人一人に徹底すること**
 - ・いじめられている児童生徒については、学校が徹底して守り通すという姿勢を日頃から示す。
 - ・いじめる児童生徒に対しては、出席停止等の措置も含め、毅然とした指導で臨む。
- ③ **児童生徒一人一人を大切にす意識や、日常的な態度が重要であることを教職員自身が認識する**
 - ・教職員の言動が、児童生徒に大きな影響力を持つことを十分認識し、いやしくも、教職員自身が児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることがないように心がける。
- ④ **いじめが解決したと見られる場合でも、教職員の気づかないところで、陰湿ないじめが続いていることも少なくないことを認識する**
 - ・(謝罪等)一場面での指導により解決したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折りに触れて必要な指導を行うことを忘れない。
- ⑤ **定期的な調査だけでなく、必要に応じて、きめ細かな実態把握に努め、情報を全教職員で共有する**
 - ・生徒が発するサインを見逃さないよう、生徒の実態に併せて調査を実施し、全教職員の共通理解のもと、迅速に対応する。

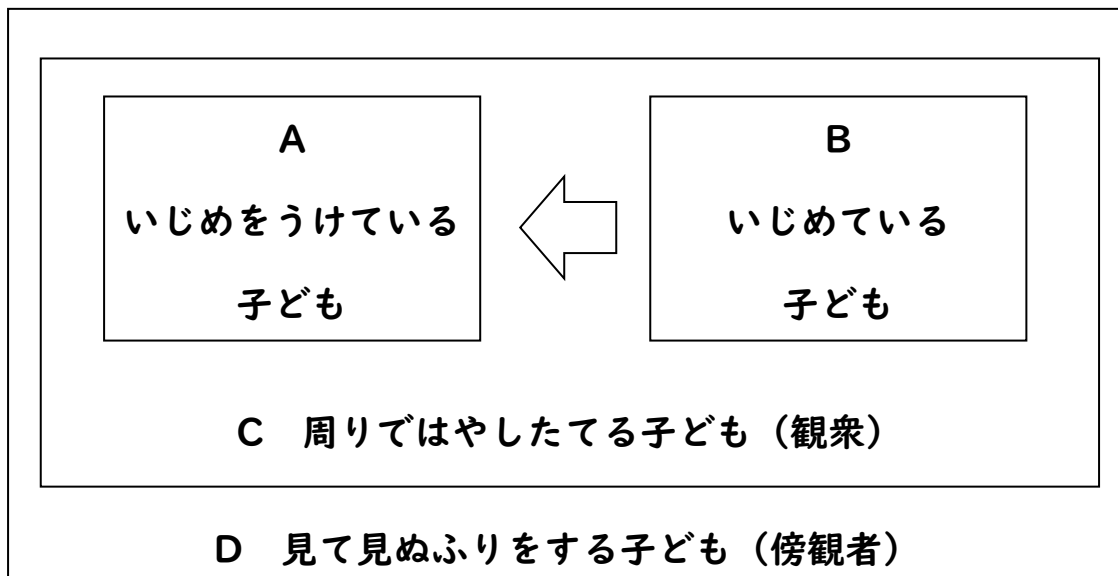
2 いじめの理解

いじめの態様

- ・言葉でのおどしや冷やかし、からかいを受ける
- ・集団から無視される
- ・仲間はずれにされたり、不自然に机や椅子が離されたりしている
- ・暴力行為を受ける
- ・持ち物を隠されたり、掲示物の作品や机に落書きされたりする
- ・お節介、親切の押し付けを受ける
- ・インターネットや携帯電話のメール等への悪口の書き込みをされる
- ・自分の持ち物でないものが、机やロッカー等に入れられている
- ・たかりをされたり、使い走りをさせられたりする
- ・係決めなどで、ふざけ半分に推薦される
- ・部活動で、練習のふりをしてボールをぶつけられる
- ・その他(持ち物を傷付ける)(虚偽のうわさを流す) 等

いじめの構造

いじめは、単にいじめられる側といじめる側との関係だけでとらえることはできません。いじめの構造をしっかりと認識しておくことが大切です。



※ AとBの関係は、立場が逆転する場合があることも認識する必要がある。

※ 観衆や傍観者の立場にいるCやDの子どもも、いじめを助長していることを認識する必要がある。

3 指導体制の在り方

指導体制

- 1 いじめの問題の重大性を全教職員が認識し、校長を中心に一致協力体制を確立して実践に当たる。
- 2 いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて職員会議などの場で取り上げ、教職員間の共通理解を図る。
- 3 いじめの問題について、特定の教員が抱え込んだり、事実を隠したりすることなく、学校全体で対応する体制を確立する。

教育指導

- 1 お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にする指導等の充実に努めている特に、「いじめは人間として許されない」との強い認識に立って指導に当たる。
- 2 学校全体として、校長をはじめ各教師がそれぞれの指導場面においていじめの問題に関する指導の機会を設け、積極的に指導を行うよう努める。
- 3 道徳や学級（ホームルーム）活動の時間にいじめにかかわる問題を取り上げ、指導を行う。
- 4 学級活動や生徒会活動などにおいて、いじめの問題とのかかわりを取り入れた適切な指導助言を行う。
- 5 生徒に幅広い生活体験を積ませたり、社会性のかん養や豊かな情操を培ったりする活動の積極的な推進を図る。
- 6 教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、細心の注意を払う。
- 7 いじめを行う児童生徒に対しては、特別の指導計画による指導のほか、さらに出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応を行う。
- 8 いじめられる児童生徒に対し、心のケアやさまざまな弾力的措置など、いじめから守り通すための対応を行う。
- 9 いじめが解決したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な指導を行う。

早期発見・早期対応

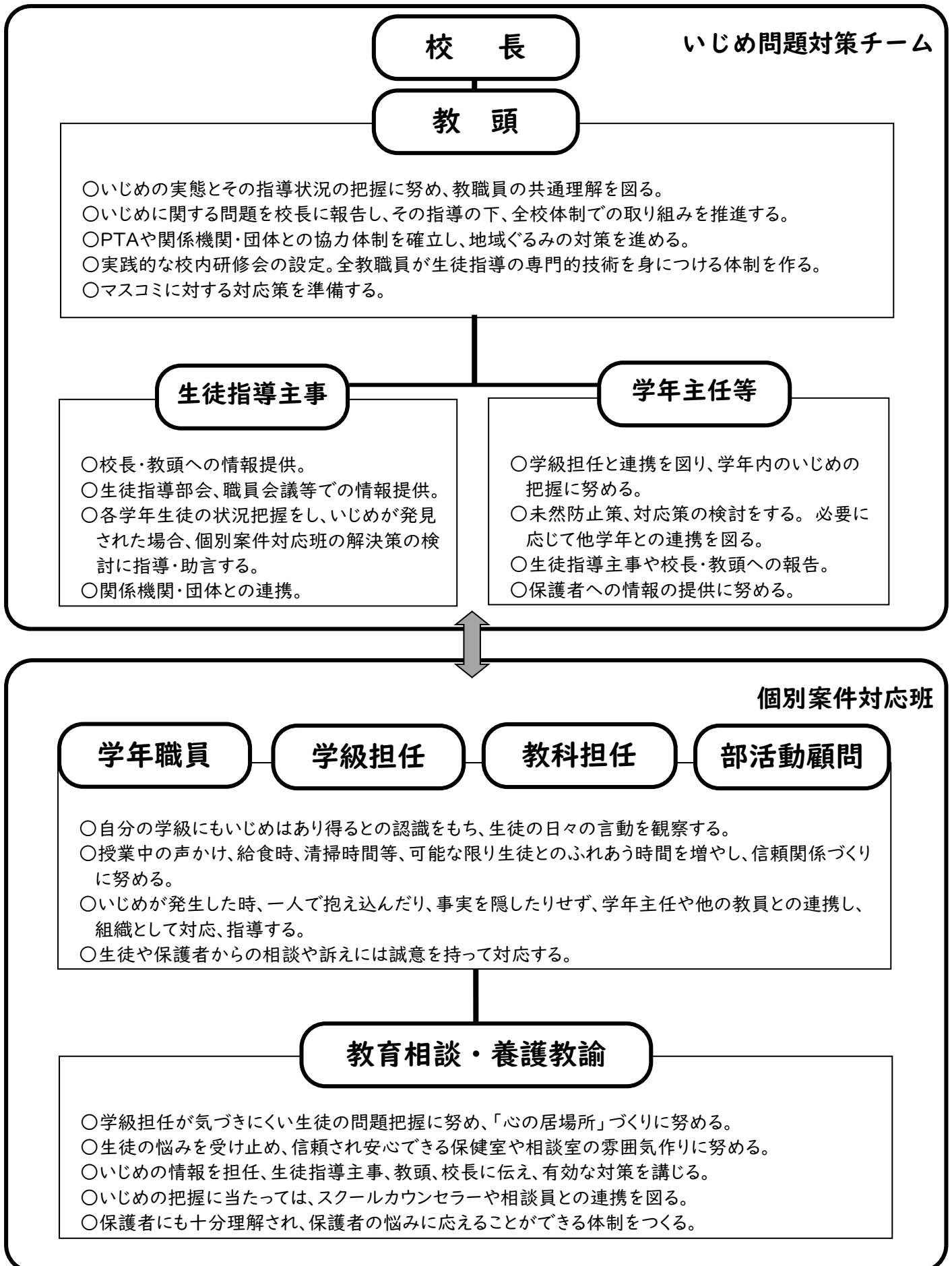
- 1 教師は、日常の教育活動を通じ教師と生徒、生徒間の好ましい人間関係の醸成に努める。
- 2 生徒の生活実態について、たとえば聞き取り調査や質問紙調査を行うなど、きめ細かく把握に努める。
- 2 いじめの把握に当たっては、スクールカウンセラーや養護教諭など学校内の専門家との連携を図る。

- 3 いじめについて訴えがあったときは、問題を軽視することなく、保護者や友人関係等からの情報収集等を通じて事実関係の把握を正確かつ迅速に行い、事実を隠蔽することなく、的確に対応する。
- 4 いじめの問題解決のため、教育委員会との連絡を密にするとともに、必要に応じ、教育センター、児童相談所、警察等の地域の関係機関と連携協力を行う。
- 5 校内に生徒の悩みや要望を積極的に受け止めることができるような教育相談の体制を整備し、適切に機能させる。
- 6 学校における教育相談について、保護者にも十分理解され、保護者の悩みに応えることができる体制をつくる。
- 7 教育相談の実施に当たっては、必要に応じて教育センターなどの専門機関との連携を図り、教育センター、人権相談所、児童相談所等学校以外の相談窓口について、周知や広報の徹底を行う。
- 8 生徒等の個人情報の取扱いについて、ガイドライン等に基づき適切に取り扱う。

家庭・地域社会との連携

- 1 学校におけるいじめへの対処方針や指導計画等を公表し、保護者や地域住民の理解を得るよう努める。
- 2 家庭や地域に対して、いじめの問題に関する認識と規範意識の重要性を広めるとともに、家庭訪問や学校通信などを通じて、家庭との緊密な連携協力を図る。
- 3 いじめが起きた場合、学校として、家庭との連携を密にし、一致協力してその解決に当たる。いじめの問題について、学校のみで解決することに固執しない。
- 4 PTAや地域の関係団体等とともに、いじめの問題について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けて地域ぐるみの対策を進める。

4 いじめに対する組織



5 いじめの発見

(1) 学校で分かるいじめ発見のポイント

○ いじめられている子どもの出すサイン

学校生活の中で、子どもたちは様々な悩みや不安にともなうサインを、言葉や表情、しぐさなどで表しています。教師は、一人一人の子どもが救いを求めて発するサインを見逃さず、早期に対応することが大切です。

<学校での一日>

※印 無理にやらされている可能性のあるもの

発見する機会	観 察 の 視 点 (特に、変化が見られる点)	
朝礼	○ 遅刻・欠席が増える ○ 表情がさえず、うつむきがちになる	○ 始業時刻ぎりぎりの登校が多い ○ 出席確認の声が小さい
授業の開始時	○ 忘れ物が多くなる ○ 用具、机、椅子等が散乱している ○ 一人だけ遅れて教室に入る	○ 涙を流した気配が感じられる ○ 周囲が何となくざわついている ○ 席を替えられている
授業中	○ 正しい答えを冷やかされる ○ 発言に対し、しらげや嘲笑が見られる ○ 責任ある係の選出の際、冷やかし半分に名前が挙げられる ○ ひどいアダ名で呼ばれる	○ グループ分けて孤立することが多い ○ 保健室によく行くようになる ※ 不まじめな態度で授業を受ける ※ ふざけた質問をする ※ テストを白紙で出す
休み時間	○ 一人でいることが多い ○ わけもなく階段や廊下等を歩いている ○ 用もないのに職員室等に来る ○ 遊びの中で孤立しがちである ○ プロレスごっこで負けることが多い	○ 集中してボールを当てられる ○ 遊びの中で、いつも同じ役をしている ※ 大声で歌を歌う ※ 仲良しでない者とトイレに行く
給食時間	○ 食べ物にいたずらをされる ○ グループで食べる時、席を離している ○ その子どもが配膳すると嫌がられる	○ 嫌われるメニューの時に多く盛られる ※ 好きな物を級友に譲る
清掃時	○ 目の前にゴミを捨てられる ○ 最後まで一人でする ○ 椅子や机がぼつんと残る	※ さぼることが多くなる ※ 人の嫌がる仕事を一人でする
放課後	○ 衣服が汚れたり髪が乱れたりしている ○ 顔にすり傷や鼻血の跡がある ○ 急いで一人で帰宅する	○ 用事がないのに学校に残っている日がある ○ 部活動に参加しなくなる ※ 他の子の荷物を持って帰る

<注意しなければならない児童生徒の様子>

発見する機会	観 察 の 視 点 (特に、変化が見られる点)	
動作や表情	<ul style="list-style-type: none"> ○ 活気がなく、おどおどしている ○ 寂しそうな暗い表情をする ○ 手遊び等が多くなる ○ 独り言を言ったり急に大声を出したりする 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 視線を合わさない ○ 教師と話するとき不安な表情をする ○ 委員を辞める等やる気を失う ※ 言葉遣いが荒れた感じになる
持ち物や服装	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教科書等にいたずら書きされる ○ 持ち物、靴、傘等を隠される 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 刃物等、危険な物を所持する
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○ 日記、作文、絵画等に気にかかる表現や描写が表れる ○ 教科書、教室の壁、掲示物等に落書きがある ○ 教材費、写真代等の提出が遅れる ○ インターネットや携帯電話のメールに悪口を書き込まれる ○ 飼育動物や昆虫等に残虐な行為をする ○ 下足箱の中に嫌がらせの手紙等が入っている 	

(2) 家庭で分かるいじめ発見のポイント

- いじめられている子どもが家庭で出すサイン

保護者から、子どもの家庭での様子について、以下のような相談があったら、いじめられているのではないかと受け止め、指導に当たる必要があります。

観 察 の 視 点 (特に、変化が見られる点)
<ul style="list-style-type: none"> ○ 衣類の汚れや破れが見られたり、よくけがをしたりしている。 ○ 風呂に入りたがらなくなる。(殴られた傷跡等を見られるのを避けるため) ○ 買い与えた学用品や所持品が紛失したり、壊されたりしている。 ○ 教科書やノートに嫌がらせの落書きをされたり、破られたりしている。 ○ 食欲がなくなったり、体重が減少したりする。 ○ 寝付きが悪かったり、夜眠れなかったりする日が続く。 ○ 表情が暗くなり、言葉数が少なくなる。 ○ いらいらしたり、おどおどしたりして、落ち着きがなくなる。 ○ 部屋に閉じこもることが多く、ため息をついたり、涙を流したりする。 ○ 言葉遣いが荒くなり、親や兄弟などに反抗したり、八つ当たりしたりする。 ○ 親から視線をそらしたり、家族に話しかけられることを嫌がったりする。 ○ ナイフ(刃物)などを隠し持つことがある。 ○ 登校時刻になると、頭痛、腹痛、吐き気などの身体の不調を訴え、登校を渋る。 ○ 転校を口にしたたり、学校をやめたいなどと言い出したりする。 ○ 家庭から品物やお金を持ち出したり、余分な金品を要求したりする。 ○ 親しい友人が家に来なくなり、見かけない者がよく訪ねてくる。 ○ 不審な電話や、嫌がらせの手紙が来る。友人からの電話で、急な外出が増える。 ○ 「どうせ自分はだめだ」などの自己否定的な言動が見られ、死や非現実的なことに関心を持つ。 ○ 投げやりで、集中力がわかない。ささいなことでも決断できない。 ○ テレビゲームなどに熱中し、現実から逃避しようとする。

6 いじめの対応

(1) いじめられている子どもへの対応

- ① いじめられている子どもを必ず守り通すという姿勢を明確に示し、安心させるとともに、教師、養護教諭等の誰かが必ず相談相手になることを理解させる。
- ② 決して一人で悩まず、必ず友人や親、教師等誰かに相談すべきことを十分指導する。
- ③ いじめの事実関係を正しく把握することが必要であるが、その場合、冷静に、じっくりと子どもの気持ちを受容し、共感的に受け止め、心の安定を図る。
- ④ いじめた子どもを謝らせたり、双方に仲直りの握手をさせたりしただけで、問題が解決したなどという安易な考えを持たずに、その後の行動や心情をきめ細かく継続して見守る。
- ⑤ 子どもの長所を積極的に見つけ、認めるとともに、自ら進んで取り組めるような活動を通して、やる気を起こさせ、自信を持たせる。
- ⑥ いじめられている子どもを守り通すとの観点から、場合によっては、緊急避難としての欠席や転校措置等、保護者と相談しながら弾力的に対応する。

(2) いじめている子どもへの対応

- ① まず、いじめられた児童生徒の心理的・肉体的苦痛を十分理解させ、いじめが人間として絶対許されない行為であることを分からせる。
- ② 当事者だけでなく、いじめを見ていた子どもからも詳しく事情を聴き、実態をできるだけ正確に把握する。
- ③ 集団によるいじめの場合、いじめていた中心者が、表面に出ていないことがある。いじめの集団内の力関係や一人一人の言動を正しく分析して指導する。
- ④ いじめた子どもが、どんなことがいじめであるのか分かっていない場合も考えられるので、いじめは犯罪であるという認識を理解させる。
- ⑤ いじめた子どもの不満や充足感を味わえない心理等を十分理解し、学校生活に目的を持たせ、人間関係や生活体験を豊かにする指導を根気強く、継続して行う。
- ⑥ いじめが解決したと見られる場合でも、教師の気付かないところで陰湿ないじめが続いていることも少なくないので、そのときの指導によって、解決したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行う。
- ⑦ 十分な指導にもかかわらず、なおいじめが続いていると見られる場合、またはなおいじめが続いている様子が見られた場合、いじめられている子どもを守るために、いじめる子どもの保護者に対する出席停止措置や警察等の協力を得た厳しい対策をとる。また、出席停止になった子どもには、立ち直りのため、個に応じた指導を工夫する。

(3) いじめられている子どもの保護者への対応

- ① いじめの訴えはもちろんのこと、どんな些細な相談でも真剣に受け止めて、誠意ある対応に心がける。
- ② 家庭訪問を（来校を求めたり）して話し合いの機会を早急に持つ。
その際、不安と動揺の心で来校する保護者の気持ちを十分に受け止めて、対応策について協議する。また、学校として、いじめられている子どもを守り通すことを十分伝える。
- ③ いじめについて、学校が把握している実態や経緯等を隠さずに保護者に伝える。
- ④ 学校での様子について、その都度家庭に連絡するとともに、必要に応じ個別の面談や家庭訪問を行うなど、解決するまで継続的に保護者と連携を図る。
- ⑤ 必要な場合は、緊急避難としての欠席も認めることを伝える。
- ⑥ 家庭においても子どもの様子に十分注意してもらい、子どものどんな小さな変化についても学校に連絡してもらうように要請する。

(4) いじめている子どもの保護者への対応

- ① いじめの事実を正確に伝え、いじめられている子どもや保護者の、つらく悲しい気持ちに気付けさせる。
- ② 教師が仲介役になり、いじめられた子どもの保護者と協力して、いじめを解決するため保護者同士が理解し合うように要請する。
- ③ いじめは絶対に正当化できないものであるという毅然とした姿勢を示すとともに、家庭でも十分言い聞かせてもらうよう要請する。
- ④ 子どもの変容を図るために、子どもとの今後の関わり方や家庭教育の見直し等について、本人や保護者と一緒に考え、具体的に助言する。

(5) マスコミに対する対応

- ① 窓口を教頭に一本化し、その他関係者からの不用意な発言に注意する。
- ② 取材拒否ではなく、取材協力のスタンスで臨む。
- ③ 早い時期に会見の時間と場所を設定する。
- ④ 会見は学校長が責任を持って行う。
- ⑤ 発表内容にはあらゆる質問を想定して準備する。
- ⑥ 警戒心を持たず、公正性を信じ、真摯な対応を心がける。
- ⑦ 学校に対する信頼回復の有効な手段として認識する。

7 その他の取組

(1) 校内指導体制の整備

○ 生徒指導部の機能化

養護教諭を交えた生活指導部会を週1時間位置付け、いじめ問題をはじめ、生徒指導上の問題について、情報交換や対策の協議を行う。また月1回の生徒指導分掌部会や職員会で心配な生徒の情報交換や問題に対する協議を行う。

○ 実践的な校内研修の実施

教師一人一人の指導技術を高めるために、実践的な研修を計画する。

- ・人間関係づくりのためのワークショップ(年3回)
- ・講師を招いての生徒理解及びカウンセリング研修会
- ・事例研究を通じた具体的な対応の方法についての研修

(2) 教育相談体制の充実

○ C4th を活用した取組

C4th の内容の確認や家庭訪問等を定期的に行うことで、気になる生徒のピックアップと対応の方法を確認する。

○ 教育相談室の整備

教育相談週間を設けたり相談室を整備したりすることで、生徒が相談しやすい雰囲気づくりを行う。また保健室の近くに教育相談室を設置し、教育相談の機能化を図る。

○ 教育相談員との連携

教育相談員と密に連携を図り、生徒の情報交換をし、子どものサインを見落とさないよう努力する。

○ 教育相談アンケートの実施

年3回(特に長期休暇の後)全校一斉に実施し、それを下にした、担任を中心とする懇談週間を設ける。

○ いじめアンケートの実施

月1回、全校一斉に実施。いじめを受けている生徒がいれば、管理職に報告する。担任はすぐに事実確認を行い、学年で対応を協議する。事案によっては、いじめ問題対策チームが動いたり、警察と連携したりする。

(3) 生徒の自主的活動の促進

○ 生徒会執行部が中心となった生徒相互理解の取組

○ 人権週間にあわせた人権を守る取組

(4) 行事を通して良好な人間関係を築く

○ 行事への縦割り活動の積極的な導入

○ 運動会、文化発表会に向けての学級及び学年によるまとまりのある活動

8 主な相談機関の案内

相談機関 所在地	電話番号 受付時間	相談機関 所在地	電話番号 受付時間
24時間子供SOS相談テレホン	076-298-1699 24時間受付	石川県教育センター教育相談	076-298-1682 月～金 8:30～17:15
石川県こころの健康センター	076-238-5750 月～金 8:30～17:15	石川県家庭教育電話相談	076-263-1188 月～金 9:00～17:00
石川県中央児童相談所	076-223-9553 月～金 8:30～17:15	いじめ110番	0120-617-867 24時間受付
「子どもの人権110番」	0120-007-110 月～金 8:30～17:15	チャイルドラインいしかわ	0120-99-7777 月～土 16:00～21:00
白山市子ども相談室 白山市家庭児童相談室	076-276-1792 月～金 8:30～17:15 木 8:30～18:30	白山市教育センター 教育相談	076-275-7566 月～金 8:30～17:15

※県内の相談窓口の一覧が出ているホームページ <http://ikiru.ncnp.go.jp/>